

産業功労

三田 隆俊さん (百頭町)



平成20年から令和2年までの長きにわたり農業委員を務められ、農地行政の推進、遊休農地の解消などに

尽力され、特に平成29年から令和2年までの3年間は会長を務められ、広く農業者のリーダーとして本市農業振興に大きく貢献されました。

その卓越した農業経営手腕を評価され、平成20年に栃木県農業士の認定を受け、後進の育成指導・近代的農業の研究などにも注力されています。また、平成24年から現在に至るまで三栗谷用水土地改良区理事長として河南地区の農地・水路の保全に取り組みられるなど、農業・農政分野の発展に尽力されました。

文化功労

久保田 健一さん (大門通)



平成9年に足利文化協会理事に就任後、監事、会計、副会長を歴任し、平成28年から令和4年までの6年

間は会長を務められ、同会の円滑な運営に加え、市民文化祭の共催など本市の文化行政の橋渡し役として尽力されました。

また、足利市民交響楽団のフルート奏者や足利市民合唱団会長として活動する傍ら栃木県芸術祭音楽祭運営委員、足利音楽連盟の会長を務められました。

これら文化行政の多岐にわたる功績から、平成16年に足利市民文化賞を受賞されるなど、本市の文化振興に大きく貢献されました。

市民生活の各分野で長年にわたり尽力された方や、公益の福祉のために寄附された方などを、市の条例に基づき表彰しています。今年表彰を受ける方は、功労者9人、功績者45人、徳行者9人です。特に功労の顕著な一号功労者をご紹介します(順不同)。

長年の功労をたたえて 条例表彰

秘書広報課
☎202101

お知らせ

結婚を希望する方を応援

結婚活動支援補助金

地域創生課・☎202261

対象 市内に住所があり、5年4月1日以降にとちぎ結婚支援センターまたは市内に事業所がある結婚相談所に登録した未婚の方

補助額 結婚相談所などの入会登録料に相当する額(上限5千円)

申請期限 6年3月29日(金)

申込 申請書を同課(本庁舎4階)

春の交通安全

市民総ぐるみ運動

市民生活課・☎202190

運動期間 5月11日(木)～20日(土)

運動の重点 ①子どもをはじめとする歩行者の安全確保②横断歩行者事故などの防止と安全運転意識の向上③自転車ヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

▼交通安全教室 申込受付中

高齢者や幼児などを対象とした交通安全教室に専門員を派遣
申込 事前に電話で同課

足利市通勤補助金

地域創生課・☎202261

対象 次のいずれかの方

▽5年4月1日以降に本市へ移住し、東京圏へ通勤する方

▽市内に住所があり、5年4月1日以降に新たに東京圏へ通勤する方

補助額 指定路線の特急券・グリーン券購入額の50%

※上限月額1万円。

申請期限 初回の申請は通勤開始月を含め3カ月以内

申込 申請書を同課(本庁舎4階)または移住・定住相談センター「En no sita」

ITビジネス事業を

実施する法人を支援

産業ものづくり課・☎202110

対象事業(対象経費など) ①施設整備事業(通信回線敷設費)②

人材育成事業(会場使用料など)③従業員などの雇用・移住

補助額 ①上限100万円②上限50万円③20万円

※①②は補助率50%

申込 申請前に電話で同課

※各施設、イベント主催者などが示す感染症対策にご協力をお願いします。

温故知新 21

公共施設の跡地活用について

早川 尚秀

人口減少や施設の老朽化などを理由に廃止され、その後の利活用が決まっていけない公共施設が市内には数多く残っています。これは全国的な問題でもあり、例えば文部科学省では『みんなの廃校プロジェクト』などに取り組んでいます。

跡地の利活用が進まない大きな理由としては次のことが挙げられます。

- ①解体費用が莫大である(特にアスベストが含まれている場合)。
- ②市街化調整区域に立地している場合、法律上の制約がある(例えば旧福祉関連施設を福祉分野以外の用途で利活用する場合、用途変更の壁が高い)。
- ③老朽化した施設をそのまま使用するとすると、改修などの必要がある。

本市においては、①～③のよ
うな例は原則とした上で、それ
でも可能性を見いだし、突破し
ていかないと、今後も利活用が
進まず維持管理経費がかさむば
かりか、対象となる施設がさら
に増えていってしまう可能性も
あります。

これまでのように『役割を終
えたらそこで終わり』ではあり
ません。さまざまなアイデアを
駆使して切れ目なく次の利活用
に結び付け、維持管理コスト削
減、歳入増加、地域活性化など
につなげていかなければいけな
い、とても重大な課題です。

他市に目を向ければ、学校跡
地を工場で使用したり、魚の養
殖をしたり、宿泊施設にした
り、中にはサウナ施設として活
用する事例もあります。これら
がどのような条件があつて、ど
のような手法で利活用に至った
のか、市の担当課で調査研究を
進めています。これまでの遅れ
を取り戻すべく、担当課が鋭意
取り組んでいます。

おそらくこれらの自治体は、

本市と比べ規制が緩いのではな
いかと思われます。昭和40年代
に国の『線引き制度』を取り入れ
た本市のような自治体が今苦し
み、取り入れなかった自治体は
自由に利活用が進むのでは不公
平です。国に対して規制の大幅
な緩和を強く求めている必要も
あると感じています。

全国・県市長会などを通じて
地方自治体の現状を訴え、跡地
活用の促進につなげていけるよ
う努めていきます。



(画像出典：文部科学省ホームページ
～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト)▶



申し込み方法が

『オンライン申請システム』
のものはこちらから！



●利用方法

- ①二次元コードをスマホで読み取る
- ②『申請できる手続き一覧』から対象の手続き名を検索

●Twitter



●LINE



●ホームページ



●アプリ『マチイロ』



広報紙がスマホで
読めるアプリです

市の情報
発信中！

